

発行日:平成29年11月28日

担当:会員サービス課 service@niigata-cci.or.jp

〒950-8711 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル7階

URL <http://www.niigata-cci.or.jp> E-mail office@niigata-cci.or.jp

3商工会議所（新潟・新津・亀田）合同で新潟市の政策に対する要望書を提出

10月6日、当所と新津、亀田の3商工会議所は合同で、篠田昭新潟市長ならびに永井武弘新潟市議会議長に対し、「平成三十年度新潟市の政策に対する要望書」を提出しました。要望書は、「地域中小企業・小規模事業者の活性化・生産性向上に向けた支援策の充実・強化」と「まちづくりの推進」、「政令指定都市・新潟の拠点性の向上に向けた積極的対応」を3本柱として項目に掲げています。

（重点要望は以下の通り）

1. 地域中小企業・小規模事業者の活性化・生産性向上に向けた支援策の充実・強化

中小企業・小規模事業者は雇用の確保、各種納税などを通じて地域経済の発展に極めて重要な役割を担っており、経営基盤の強化、経営の持続的発展を支援するため、以下の点について対応されるよう要望いたします。

- (1)地域を担う中小企業・小規模事業者の事業承継対策の推進
- (2)創業に対する支援
- (3)地域中小企業への支援策の強化と市独自の中小企業対策予算の拡充
- (4)中小企業の資金調達の円滑化に向けた金融支援
- (5)ICT活用による地方創生への取り組み支援
- (6)中小企業のIT化、IoT・ロボット導入における環境整備
- (7)地域の雇用創出に向け積極的に取り組む企業に対する新たな支援
- (8)女性の活躍促進に向けた支援制度の検討
- (9)国家戦略特区の効果を活かした地域の新しい価値の創出
- (10)地域経済分析システム（RESAS：リーサス）を活用した分析および活用促進

2. まちづくりの推進

（主に中心市街地活性化関係）

新潟市の“顔”となる中心市街地におけるまちづくりの推進に向け、以下の点について対応されるよう要望いたします。

- (1)行政機能の古町地区への移転等を契機とした中心市街地活性化事業の推進
- (2)中心市街地の居住人口および就労人口増加に向けた支援
- (3)ICTを活用したまちづくりの推進
- (4)都心機能を高める新交通システム整備計画の早期実現
- (5)古町花街を活かした観光文化拠点施設等の整備推

- 進と地域文化や産業観光等に関する取り組み強化
- (6)花街文化・伝統芸能技能承継と広報活動に対する支援拡充
 - (7)事業用地等の不足解消
 - (8)「鉄道の街にいつ」復活を目指した諸活動への支援

3. 政令指定都市・新潟の拠点性向上に向けた積極的対応

新潟市のさらなる拠点性向上に向け、以下の点について対応されるよう要望いたします。

- (1)新潟港の活性化
- (2)新潟空港の活性化
- (3)新潟駅の整備促進
- (4)新潟駅—新潟空港間のアクセス強化
- (5)交流人口の増加等に向けた観光振興・シティプロモーション事業の推進
- (6)インバウンド（訪日外国人）誘致・対応策の強化
- (7)産学官金連携の推進
- (8)災害に強い安心・安全な都市づくりの推進



▲3会議所合同で篠田市長（中央左）に要望書を提出

※要望書の詳しい内容は当所ホームページをご覧ください。

社会保険労務士相馬事務所 相馬 篤哉

☆彡 今月のテーマ 《 休憩 》

お昼休み（休憩時間）はどのように過ごされていますか。

昼食後散歩をする方、同僚とおしゃべり、運動される方様々な過ごし方をしているかと思えます。なかには「忙しくて休憩が取れない」、「上司の指示で職場から離れられない」等の理由で休憩時間に気分転換ができない方もいるかもしれません。

今月は労働基準法上の休憩ルールについて取り上げてみたいと思います。

◆ 休憩時間とは ◆

休憩時間とは、労働者が労働時間の途中において休息のために労働から完全に解放されることを保障されている時間をいいます。休憩時間は労働基準法第34条において「3つの原則」が規定されています。

1. 休憩時間の長さや位置の原則

1日の労働時間が6時間を超える場合は、45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を労働時間の途中に与えなければなりません。新規採用で労働契約締結時に1日6時間30分労働、休憩45分である従業員の方から、「早く帰りたいので、休憩時間は、いりません」と申し出られても会社は認めてはいけません。なお、休憩時間は一括、分割どちらで付与してもかまいません。

2. 休憩時間の一斉付与の原則

休憩時間は、一斉に与えなければなりません。（全従業員一斉に与える）

ただし、業種によっては一斉に休憩を与えると公衆の不便を生ずる等のため、次の業種の事業については、休憩時間を一斉に付与しなくてもよいことになっています。

①運輸交通業、②商業、③金融広告業、④映画・演劇業、⑤通信業、⑥保健衛生業、⑦接客娯楽業、⑧官公署

また、①～⑧以外の業種でも労使協定を締結することによって一斉付与の義務の適用が除外されます。

3. 休憩時間の自由利用の原則

休憩時間とは、「労働者が労働時間の途中において権利として労働から離れることを保障されている時間」です。休憩時間は、自由に利用させなければならないと規定されています。休憩時間を自由に利用させるということは、その時間の労働者の行為について使用者が制限を加えてはならないことと同時に、業務の目的で労働者を拘束することも認められません。ですから、休憩時間にもかかわらず稀にありうる来客応接、電話対応等のために職場に居残りを命じたり、突発の事故のために待機を命じたりしたのでは、その時間を自由に利用できませんので、休憩を与えたことにはなりません。なお、休憩時間中の外出も原則は自由になりますが、合理的理由がある場合に会社への届出制、客観的基準による許可制をとっても差し支えありません。

◆ 休憩の適用除外 ◆

労働基準法の労働時間、休憩、休日の規定は、①林業を除く農林業、畜産、養蚕及び水産業に従事する者、②事業の種類にかかわらず監督もしくは管理の地位にある者、③機密の事務を取り扱う者、④労働基準監督署の許可を受けた監視又は断続的労働に従事する者には適用されません。

◆ まとめ ◆

1日の労働がある程度継続すると労働者の心身に疲労が蓄積してきます。結果集中力が低下し、労働効率の低下をまねき、又労災事故を引き起こすことになりかねません。労働者の心身の疲労を回復させるために労働時間の途中に休憩を与えることは重要です。

☆詳しい内容については、労務管理の専門家にお聞き下さい！新潟県社会保険労務士会ホームページ <http://www.sr-niigata.jp> ☆



坂本 光司／さかもと・こうじ

1947年生まれ。福井県立大学教授、静岡文化芸術大学教授などを経て、2008年4月より法政大学大学院政策創造研究科（地域づくり大学院）教授、同静岡サテライトキャンパス長および同イノベーション・マネジメント研究科兼任教授。ほかに、国や県、市町、商工会議所などの審議会・委員会の委員を多数兼務している。専門は中小企業経営論・地域経済論・産業論。著書に『日本でいちばん大切にしたい会社』（あさ出版）、『この会社はなぜ快進撃が続くのか』（かんき出版）など。

「農業を成長産業に変えた『おおむら夢ファームシュシュ』」

おおむら夢ファームシュシュの本部、有限会社シュシュは、長崎空港から車で15分ほど走った大村湾が一望できる小高い丘の上にある。1万5000㎡の敷地には、農業体験ができるブドウ畑やリンゴ畑があるほか、シュシュで栽培されているさまざまな農産物や、それを加工した各種食品を販売する物産館、さらにはレストランや結婚式場などがある。時代は6次産業化といわれるが、先駆けとなる長崎県を代表するビジネス農業体である。

同社の創業は、今から約20年前の1996（平成8）年。現社長である山口成美（なるみ）さんをはじめ、地域の若い農業後継者8人が、小規模農家の限界を感じ、所有していたビニールハウスを利活用して、栽培していたイチゴの販売や、イチゴ狩り体験を事業としてスタートさせた。

しかし、それだけでは足りないと感じた山口さんたちは、翌97年からは自分たちが生産しているイチゴやブドウ、さらには梨やイチジクなどの店売りを続ける一方で、地域の農業者から卵や牛乳などを仕入れ、大きさや形で出荷販売できない規格外の果物を、ジェラートやパン・ケーキに加工して販売するようにした。それを契機に、店名もアイスクリーム工房「手作りジェラートシュシュ」と変えた。

その後、地元の若手農業者約40人の参加を得て、勉強会や全国各地の先進的なビジネス農業体の視察を頻繁に行った。その成果として、地域の中小

農家が大同団結し、魅力度を高める現在のシュシュ構想が生まれた。

しかしながら、その建設には多大の資金がかかるだけでなく、リスクもあった。構想が煮詰まるにつれ、メンバーは減少していき、最後まで残った農業経営者8人で「おおむら夢ファームシュシュ」をスタートさせたのである。ちなみに、シュシュ（chouchou）とはフランス語の話し言葉で、「お気に入り」という意味である。

同社の創業メンバーの中核は現社長である山口さんである。今日の隆盛は、正直、山口さんの経営手腕に負うところが大きい。

山口さんは1960（昭和35）年生まれ、長崎県大村市の出身で、両親はイチゴや梨を生産する専業農家であった。山口さんは大学を卒業後、地元の農協に就職し、そして30歳のときに農協を退職、両親が従事している農業後継者となった。

定年まで農協に勤務することを考えた時期もあったが、農協職員であった約8年間、他産業を含めたさまざまな人々との出会いを通じ、「やり方によっては、農業は成長産業になれる……」と考え、仲間と共にこの事業を始めたのである。努力が実り、今や、おおむら夢ファームシュシュへの年間入り込み客数は、県内外を含め約50万人、年間売上高も約10億円、スタッフも50人を超す規模にまで成長・発展している。



万代くんとつぼさくんの
“ロダン・タイムズ”
税理士：八百板 誠

新連載 と なれますように
ビブグルマン・星なしの旅
初回は、関上の星なし旅



ビブグルマン&星なし 1

『ビブグルマン』...聞いたことのない言葉ですね。グルメ情報本として知られる『ミシュランガイド』に登場する言葉です。星評価からは外れますが、安くておいしいお店として紹介されるとき用語です。フランス語に由来し、『食いしん坊』という意味もあります。ビブグルマン以外に『星なし（調査員おすすめ）』もあります。

（その1） 今、関上が熱い

『ゆりあげ』と読みます。『赤貝』が取れる漁港で有名ですね。赤貝は、毎年9月に解禁。震災前から、関上の赤貝丼を楽しみにしていました。

関上は、仙台市の隣の名取市にあります。日曜朝市も有名で、仙台市民や観光客で大賑わい。

また、最近では『せり鍋』がマスコミ登場。

さらにびっくりニュース。今年から『生しらす』をお店で提供が許可されました。『生しらす』は、地元の漁業関係者のみ食べることができた『幻の一品』。『北限の生しらす』としてデビューしました。いか族のロダン君ですが、生桜エビ族&生しらす族でもあり、今後は関上に行く機会が確実に増えそうです。

（その2） 「せり鍋」のおすすめサイト

10月中旬から11月いっぱいまで食べられるのが『せり鍋』。まさに今が旬です。『せりの葉』と『せりの茎』は生でも食べることができます。少し苦みがあるのが特徴。『せり鍋』がマスコミに登場する理由は、『せりの根』まで食べられるということ。確かに根ごと食べる食品は少ないですね。

『せり鍋』は、仙台市と名取市の飲食店で提供されています。ロダン君のお勧めサイトは、**名取市観光物産協会**です。このサイトでは8件の飲食店を紹介しています。今回、気になった2件がこちら。

①『サッポロビール 仙台ビール園』

⇒ビール工場内のお店 ビール好きならここへ

②『スタケ ゆりあげ港朝市内』

⇒フードコート内

朝6時開店なので、朝が強い人はここ

飲みながら食べたい方は、ルートインホテルズ名取がお勧め。ホテルから徒歩で行けるお店あり。

A ビール園（前述）

B 味かん 名取バイパス店（ファミリー向け）

C 漁亭浜や 関上さいかい市場店（ここが2017 ミシュラン宮城版 星なし掲載店）

（その3） 「漁亭浜や」さんでの飲食

関上さいかい市場は、復興用のプレハブ市場です。ロダン君は、今まで『若草寿司』さんにて赤貝丼を食べていましたが、『浜や』さんはスルー。

ここからは、鍋奉行レポート。

まずは【**食材編**】。

お肉編 醤油ベースの割り下に鶏肉を入れるお店。鴨肉を入れるお店もあるようです。

具材編 シンプルな鍋は、豆腐のみ。理由はせりの風味を感じてもらう。他店では白菜を入れるお店も多いようようです。

×雑炊 シンプルな鍋につき、ご飯と玉子にせりの葉を少々。

続いて【**実食編**】。

初めに、沸騰したら肉を全部入れます。

再度沸騰したら、せりの根を入れますが、煮込まないよう直ぐに食べます。茎や葉は、しゃぶしゃぶ感覚でいただきます。

（その4） ミシュランガイド 特別版

ミシュランガイドは、定期発刊されているのが、東京エリア・大阪エリア・京都エリア版です。その他の地方は、特別版として12エリアが発刊されています。

北海道エリア・宮城（仙台）エリア・横浜エリア・川崎エリア・湘南エリア・石川（金沢）エリア・富山エリア・奈良エリア・兵庫エリア・広島エリア・福岡エリア・佐賀エリア があります。

金沢・富山版は、北陸新幹線開業に合わせての発刊と、勝手に推測しています。

星を獲得しているお店は、予約が取りにくいことと、料金面を考えると、当面はビブグルマン&星なし（調査員おすすめの店）を巡る旅をしたいと考えています。（さっそくミシュラン・スマホ会員になりました。月額324円）

でも、お仕事が優先。年末までに相続3件とコンサル2件を頑張ります。

そうだ！ タイヤ交換を早めにしておかないと。

業況DIは、ほぼ横ばい。先行きは慎重な見方残るも、緩やかな回復を見込む

日本商工会議所が31日に発表した10月の商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果によると、10月の全産業合計の業況DIは、▲16.0と、前月から▲0.7ポイントのほぼ横ばい。電子部品、自動車、産業用機械関連の生産や、インバウンドを含む観光需要が引き続き堅調に推移した。他方、公共工事の一段落を指摘する声が聞かれたほか、長雨などの天候不順による客足減少、人手不足の影響拡大、運送費・原材料費の上昇、消費者の低価格志向を指摘する声も多い。中小企業の景況感は総じて緩やかな回復基調が続いているものの、そのマインドには依然として鈍さが見られ、足元でほぼ横ばいの動きとなっている。

先行きについては、先行き見通しDIが▲14.1（今月比+1.9ポイント）と改善を見込むものの、「悪化」から「不変」への変化が主因であり、実体はほぼ横ばい。輸出や設備投資の堅調な推移や株高進行による個人消費の持ち直し、インバウンドを含めた観光需要拡大などへの期待感がうかがえる。他方、人件費の上昇や受注機会の損失など人手不足の影響の深刻化、運送費・原材料費の上昇などを懸念する声も多く、中小企業においては先行きへの慎重な見方が残っている。

詳細は、日商ホームページ（<http://www.jcci.or.jp/lobo/lobo.html>）を参照。

日商の動き

全商女性連 北海道全国大会

2700人の女性リーダー集結



あいさつする藤沢会長（左）と三村会頭（右）

全国商工会議所女性会連合会（全商女性連、藤沢薫会長）は10月7日、「第49回全国商工会議所女性会連合会北海道全国大会」を札幌市で開催し、全国318女性会から約2700人が出席した。主催者を代表してあいさつした藤沢会長は、「今こそ各地域の女性活躍をけん引するとともに、一人一人が輝く女性経営者団体として、さらなる活動を展開していこう」と全国の女性会メンバーに呼び掛けた。

中小向け改正民法解説冊子発行

準備事項確認に活用を



中小企業に役立つヒントが満載

日本商工会議所はこのほど、民法改正を解説した冊子を発行した。今年6月に公布された改正民法（債権関係）は、2020年の施行が見込まれている。改正の対象は約200項目にも及び、企業活動への大きな影響が予想されていることから、冊子には中小企業への影響が大きいと思われる分野について、対応のヒントを盛り込んでいる。価格は1部300円（税込み）。<https://krs.bz/gyosei/m/mintorihiki>から購入できる。